#### 警視庁職員互助組合

### 第1 監査対象の概要

### 1 事業の内容

## (1) 事業の概要

警視庁職員互助組合(以下「互助組合」という。)は、警視庁職員等の福利厚生を目的として、警視庁職員互助組合に関する条例(昭和36年東京都条例第38号、以下「条例」という。)に基づいて昭和36年4月に設置された団体で、主に次の事業を行っている。

#### ア 給付事業

- イ 福祉事業
- ウ 厚生資金貸付事業

#### (2) 都との関係

都は、互助組合に対し、毎年度組合員の組合費(給料月額の3.2/1000×12)総額の3倍相当額を事業助成交付金(条例第2条)として交付している。

また、平成10年度から、厚生資金貸付事業(一般生活資金等)に要する原資の金融機関からの借入(平成10年度、平成11年度とも39億4,500万円)について損失補償をするとともに、厚生資金原資借入経費負担金(厚生資金原資借入経費負担金交付要綱第2条)として借入金に対する利子相当額を交付している。

平成10年度及び平成11年度の交付金及び負担金の状況は表1のとおりである。

### (表1)交付金及び負担金の状況

(単位:千円)

区分	平成10年度	平成11年度
事業助成交付金	1,910,722	1,955,241
厚生資金原資借入経費負担金	82,905	74,417

#### 2 組 織

互助組合は、事務所を千代田区霞が関二丁目1番1号(警視庁内)に置き、役員13名(理事長1名、副理事長2名、理事8名、監事2名(非常勤役員12名)) 評議員36名及び職員68名(うち都派遣職員40名)で4部をもって構成されている。

### 第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の事業について実施した。

- 2 実地監査期間
- (1) 警 視 庁 平成13年2月21日
- (2) 互助組合 平成13年2月22日、23日及び27日

# 第3 監査の結果

1 事業実績について

平成10年度及び平成11年度における給付事業、福祉事業及び厚生資金貸付事業の主な実績は、表2、表3及び表4のとおりであり、事業は助成目的に沿って適正に執行されている。

# (表2)主な給付事業実績

区分	平月	成10年度	平成 1 1 年度		
	給付件数	給付額	給付件数	給付額	
	件	千円	件	千円	
組合員傷病見舞金	1 , 7 4 8	50,640	1,729	51,860	
組合員弔慰金	7 0	70,000	6 8	68,000	
災害見舞金	9	4 5 0	5	2 5 0	
結婚祝金	962	48,100	968	48,400	
就学祝金	4,460	89,200	4,398	87,960	
退職せん別金	990	255,600	1,062	301,420	

(注)組合員に給付を行う事業で、組合費・事業助成交付金を財源としている。

# (表3)主な福祉事業実績

区分	事業内容	執行	<b>有</b>
		平成10年度	平成11年度
海の家等の開設	平成10年度 99箇所開設	千円	千円
(注1)	平成11年度151箇所開設	299,798	3 9 1 , 5 9 1
プール、スケート場等	料金の一部助成		
の利用補助		45,332	47,743
保養所等の利用補助	料金の一部助成		
		392,796	367,701
健康管理対策の推進	人間ドック、消化器検診等への		
(注2)	助成	154,815	
体育レク活動の助成	剣道、柔道、陸上競技等への助		
	成	50,214	53,962

<sup>(</sup>注)組合員の福祉向上に資する事業で、組合費・事業助成交付金を財源としている。

(注1)平成11年度より、「山の家」開設事業を警察共済組合より引継ぎ、事業を開始している。

(注2)平成11年度より、人間ドック、消化器検診等の助成事業を警察共済組合に引き継いでいる。

(表4)貸付事業実績

区分	平成10年度		平成11年度		芰	備考	
	件数	金	額	件数	金	額	
	件	=	千円	件		千円	
貸 付 金	55,626	5,578,	660	53,473	5,08	33,457	
一般生活資金	8,336	120,	440	3,864	10	09,980	一時的な生計資金の貸付
特別生活資金	1,755	1,133,	450	1,505	94	49,250	災害・葬祭等費用の貸付
短期特別生活資金	45,535	4,324,	770	48,104	4,02	24,227	定期乗車券購入資金の貸付け等
返 還 金	330,984	5,628,	888	312,143	5,3	73,253	
一般生活資金	1,858	123,	582	1,717	1	13,632	5 か月又は10か月返還等
特別生活資金	57,097	1,134,	227	55,881	1,10	62,062	10~60か月返還
短期特別生活資金	272,029	4,371,	079	254,545	4,0	97,559	6 か月返還

(注)組合員に貸付を行う事業で、金融機関からの借入金を原資としている。